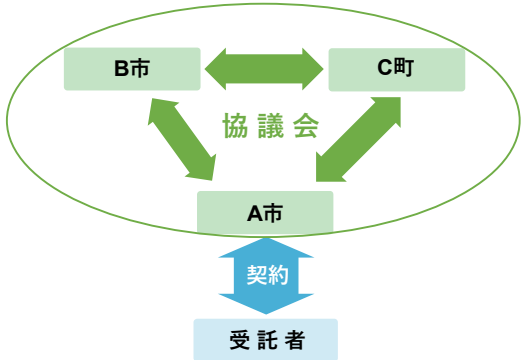
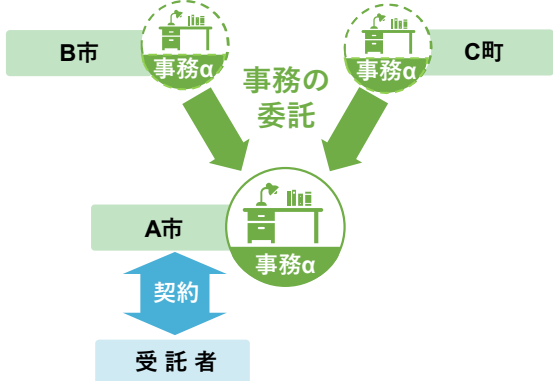
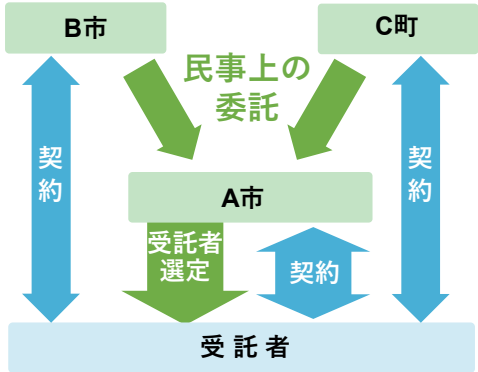


4-7 計画・調査委託の共同発注

【共同発注の方法】

計画・調査委託の共同発注は、発注事務の効率化やスケールメリット確保による調達コストの低減を図るものである。計画・調査委託の共同発注は、主に表 4-28 に示す 2 つのケースで実施されている。

表 4-28 計画・調査委託の共同発注の 2 つのケース

| 区分 | 方法 | スキーム図 |
|----------------------------|---|--|
| <p>ケ ー ス 1</p> | <p><u>受託者選定・契約を共同で実施</u></p> <p>実施する計画・調査委託の受託者選定（入札）・契約を共同で実施する。</p> | <p>(協議会を適用)</p>  <p>(事務の委託を適用)</p>  |
| <p>ケ ー ス 2</p> | <p><u>受託者選定のみを共同で実施</u></p> <p>実施する計画・調査委託の受託者を公募型プロポーザル方式等による選定のみを共同で実施する。</p> | <p>(民事上の委託)</p>  |

【事業化フロー】

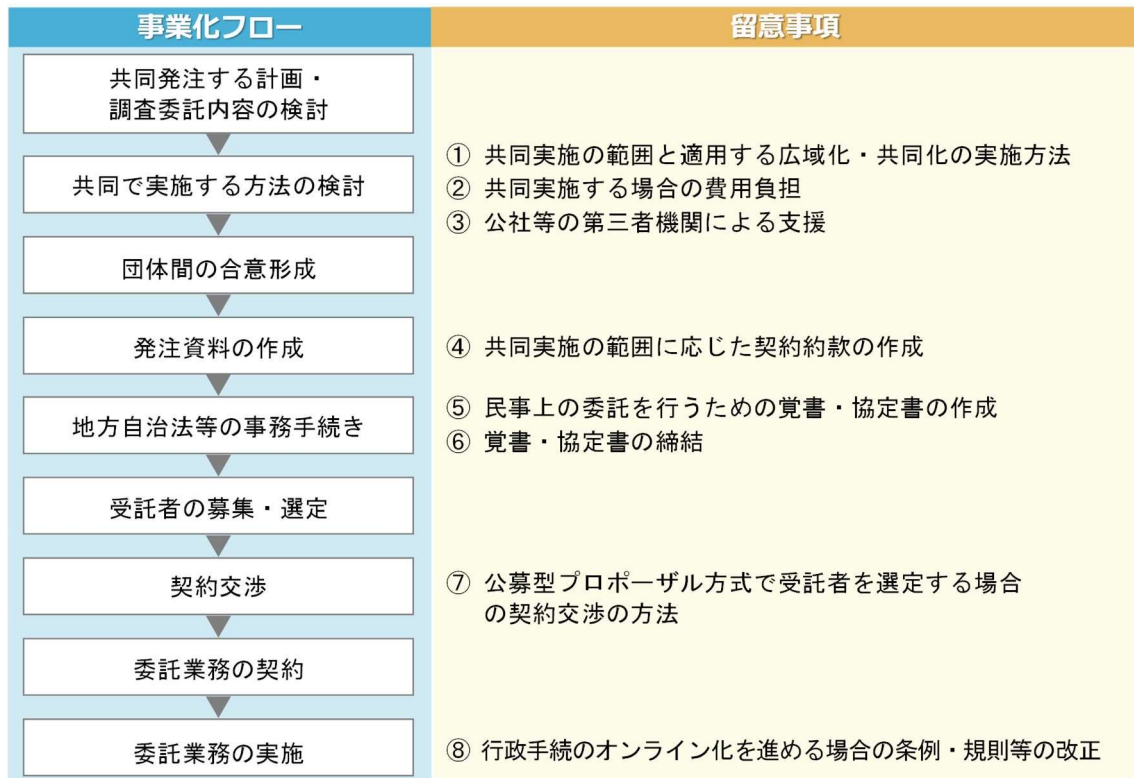


図 4-11 計画・調査委託の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-29 計画・調査委託の共同発注の参考事例

| 方法 | 団体名 | 取組の概要 |
|--------------------------|------------------------|--|
| (ケース1) 受託者選定・契約を共同で実施 | 大阪府富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村 | 4市町村の共同協定に基づき、ストックマネジメント計画策定業務を共同で発注、富田林市が代表となり、事業者と契約を締結 |
| (ケース2) 受託者選定のみを共同で実施 | 愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市 | 5市が民事上の委託（協定）により給排水工事手続きのオンライン申請システムの受託者選定を共同で行い、選定した受託者と5市がそれぞれ契約 |
| (その他) 公社等の第三者機関による支援 | 奈良県斑鳩町・三郷町・平群町 | 3町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業団に委託 |

【留意事項①】

・共同実施の範囲と適用する広域化・共同化の実施方法

計画・調査委託を共同で実施する場合、受託者選定・契約・実施・完了・支払を共同実施するケースと計画・調査委託の受託者選定のみを共同実施するケースの2つが想定される。共同実施する範囲に応じて、広域化・共同化の実施方法を検討する必要がある。なお、ケース2の場合、委託業務の実施（業務管理等）についても共同で実施することも可能である。



図 4-12 計画・調査委託の事業化で想定される2つのケース

【留意事項②】

・共同実施する場合の費用負担

共同実施に要する費用には、委託を受けた団体が発注等の事務に要する経費、受託者への委託費がある。これらの費用について、共同実施する団体同士で負担割合を決定する必要がある。

計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例を表 4-30 に示す。

表 4-30 計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例

| 団体名 | 共同発注における費用負担 |
|------------------------|---|
| 奈良県斑鳩町、三郷町、平群町 | ・3 町が日本下水道事業団に委ねた上で、日本下水道事業団が民間企業に3 町それぞれ単位の見積りを徴収し、その見積りにより負担割合を設定 |
| 愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市 | ・構築費用は5 市で等分、運用費用は自治体の人口規模により按分 |

【留意事項③】

- ・ 公社等の第三者機関による支援

計画・調査委託の共同発注に際しては、公社や日本下水道事業団等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。「奈良県斑鳩町、三郷町、平群町の3 町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業団に委託」の事例では、3 町がそれぞれ日本下水道事業団と協定書・覚書を締結し、日本下水道事業団から公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、業務を実施している。

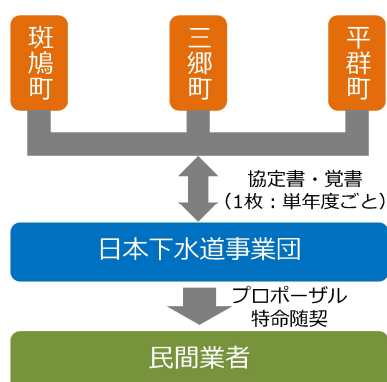


図 4-13 日本下水道事業団の支援を受けて共同発注したスキーム

【留意事項④】

- ・ 共同実施の範囲に応じた契約約款の作成

受託者選定・契約を共同で実施する場合、事務の委託を受けた団体が代表して受託者と契約することから、一つの契約約款により業務が実施される。

一方、受託者選定のみを共同実施する場合、図 4-14 に示すとおり公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と A 市、B 市、C 町がそれぞれ契約締結する。共通の契約約款を作

成せず、既存の契約約款を使用する場合には、共同実施する業務において複数の契約約款が存在することとなる。

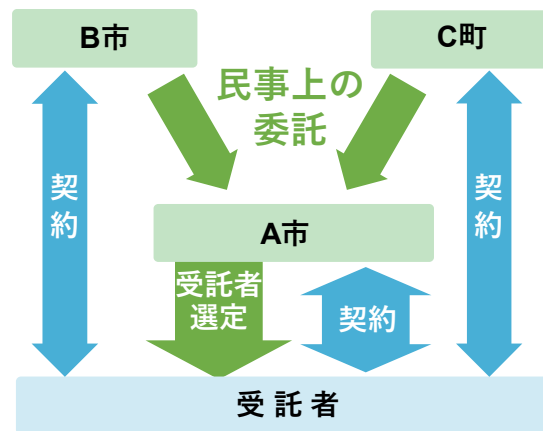


図 4-14 受託者選定のみ共同で実施する場合の契約

委託業務の契約約款は、公共土木設計業務等標準委託契約約款等を参考として各団体それぞれの考え方により作成されていることから、条文の規定の有無、内容の差異が想定される。そのため、契約約款の違いが受託者選定、契約交渉、委託業務の実施に影響を及ぼすことが想定される場合、その対応については、表 4-31 に示す 3 つの方法がある。

表 4-31 調達のみ共同で実施する場合の契約約款の対応方法

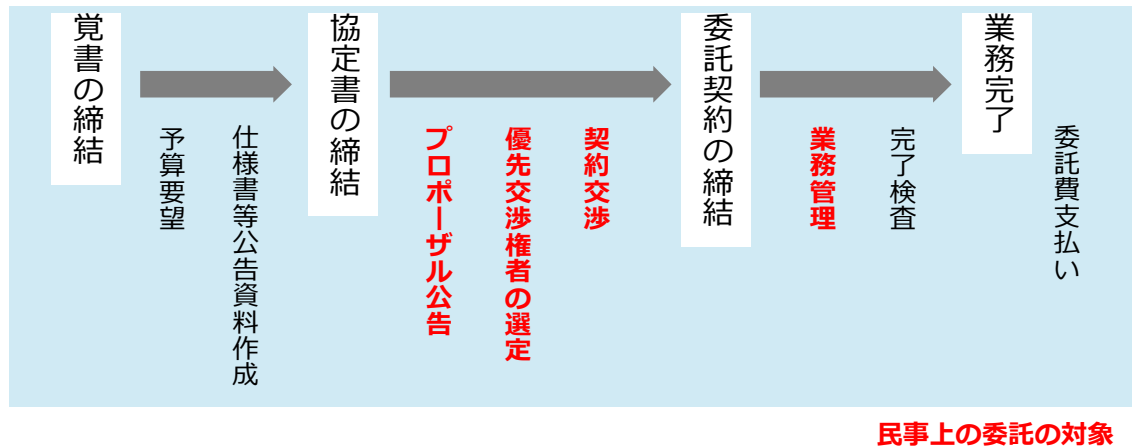
| 方法 | 内容 | 課題 |
|------|--|---|
| 方法 1 | ・ 共通の契約約款を作成し、各市町が共通の契約約款を使用し受託者と契約締結 | ・ 共通の契約約款に関する各市町の合意形成が難しい |
| 方法 2 | ・ 各市町の契約約款を使用し、受託者と契約締結 | ・ 契約約款の差異により受託者とのリスク分担が契約単位で異なることから、受託者のリスク管理が煩雑になる |
| 方法 3 | ・ 契約約款の差異が生じる箇所の取扱いを仕様書に規定し、契約書等（仕様書、契約書、提案書等）の矛盾・齟齬があった場合は仕様書の規定を最優先とする | ・ 仕様書に規定する内容に関する各市町の合意形成が難しい（ケース 1 よりは合意形成が容易と想定） |

【留意事項⑤】

- ・ 民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託を適用し、共同で公募型プロポーザルによる受託者選定、及び委託契約後

の業務管理を共同実施する場合（委託契約はそれぞれの団体に締結）、団体同士で覚書、協定書を締結する必要がある。民事上の委託による共同発注のフローを図4-15に示す。



民事上の委託の対象

図 4-15 民事上の委託による共同発注のフロー

図4-15に示すフローとした場合の覚書・協定書の締結目的、締結時期を表4-32に示す。覚書に関しては、その締結を「協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する」ことを目的としている。そのため、締結の省略も可能である。

表 4-32 覚書、協定書の目的、締結時期

| 区分 | 締結の目的 | 締結時期 |
|-----|---|--------------------------|
| 覚書 | ・協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する。 | ・各団体において、共同調達の合意形成がなされた時 |
| 協定書 | ・委託契約の受託者選定手続、契約の締結、業務完了までの手続、各団体の役割・責任を明確化し、運用までの円滑な執行を目的。 | ・プロポーザルの公告前 |

覚書、協定書において、主に定めるべき事項を表 4-33 に示す。

表 4-33 民事上の委託を行うための覚書・協定書において主に定めるべき事項

| 項目 | 定めるべき事項 |
|-----------|---|
| 委託の法的性質 | ・民事上の委託であることを明示し、地方自治法上の事務委託との峻別を行う。 |
| 実施主体の明示 | ・委託事務の実施主体を明示し、事務の円滑化を図る。 |
| 委託事務の内容 | ・民事上の委託として実施できる内容を明示し、受託者が実施すべき内容と各自治体で実施すべき内容を峻別する。 |
| 選定受託者との契約 | ・委託を行った各々の自治体は、受託者が公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と、必ず契約を締結する旨を合意する。 |
| 契約時期 | ・契約事項の進捗を合わせるため、契約締結日の平仄を合わせる。 |
| 費用分担 | ・委託事務の遂行に必要な実費について、費用分担を明示する。 |
| 協定離脱時の対応 | ・委託事務の完了前に一部の自治体が協定を離脱した場合、自治体間の費用清算、民間事業者へ賠償責任などを明確化する。 |

【留意事項⑥】

・覚書・協定書の締結

覚書・協定書の締結が契約の性質を有する場合、管理者を置く地方公共団体では、法令に特別の定めがある場合を除き、管理者の名において覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 1 項）。

管理者を置かない場合は、地方公共団体の長の名において、覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 2 項）。

【留意事項⑦】

・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合、優先交渉権者との契約交渉を経て、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結することとなる。

契約交渉においては、公告段階で示した仕様書等についての協議により、必要に応じて修正が行われ、最終的な仕様書や契約書が確定される。そのため、契約交渉の実施方法について、委託を受けた団体が代表して実施するのか、それぞれの団体で実施するかを決定し、募集要項等の公告資料に明記することが望ましい。契約交渉をそれぞれの団体で実施すると、仕様書等の内容に差異が生じることも想定されるため、委託を受けた団体が代表

して実施するのが望ましい。

【留意事項⑧】

・行政手続のオンライン化を進める場合の条例・規則等の改正

申請や届出などの行政手続をオンラインで行う場合、法令の規定において書面等により行うこととされている手続は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）の適用により可能となる。

一方、地方公共団体の条例や規則等の規定において書面等により行うこととされている行政手続は、デジタル行政推進法の適用を受けないことから、オンライン申請等を可能とするためには、行政手続オンライン化条例の制定が必要となる。また、行政手続オンライン化条例により、手続きの具体的な細目について委任を行っている場合、委任を受けた規則等の制定が必要となる。

4-8 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注

【共同発注の方法】

水質検査・特定事業場排水指導の共同発注は、発注事務の効率化の他、スケールメリット確保により業務費用の低減を図るものである。水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の方法は、「4-7 計画・調査委託の共同発注」と同様である。

【事業化フロー】

水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の事業化フローは、「4-7 計画・調査委託の共同発注」と同様である。水質検査・特定事業場排水指導に限って検討が必要となる留意事項を図 4-16 に示す。

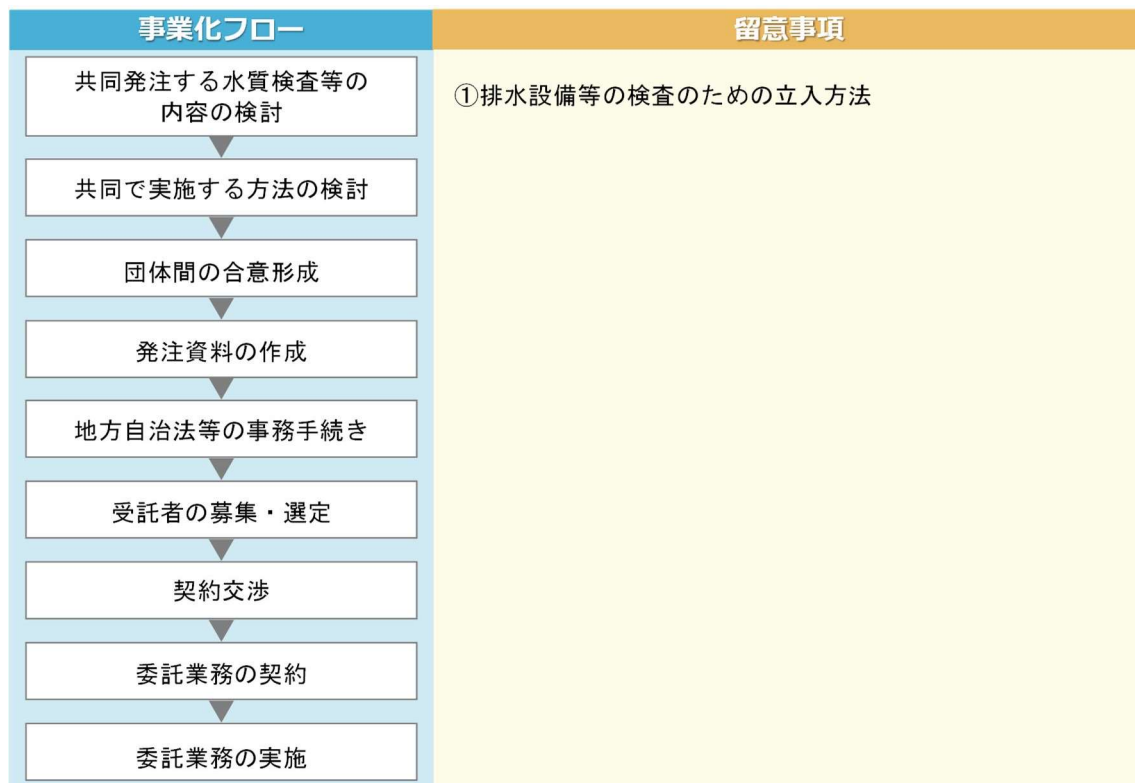


図 4-16 水質検査・特定事業場排水指導の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-34 水質検査・特定事業場排水指導の共同化発注の参考事例

| 団体名 | 取組の概要 |
|---------------------------------|--|
| 山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村 | 新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等） |

【留意事項①】

・排水設備等の検査のための立入方法

下水道法第 13 条に基づく排水設備等の検査のための立入りを行うことができるのは、「公共下水道管理者から立入検査を命じられた職員」に限定されており、当該職員以外の者が単独で他人の土地または建築物に立ち入ることはできない。そのため、特定事業場排水指導のための立入検査は職員が必ず行う必要があり、立入調査の際に採水作業等のため民間企業の作業員を同行させる場合には、当該作業員の立入りについて相手方の明確な同意が必要となる。

以上のことから、下水道法第 13 条の検査のための水質検査を共同発注した際も、立入検査を行うには、公共下水道管理者の職員が行う必要がある点に留意が必要である。なお、地方自治法に基づく事務の代替執行など権限の委譲を伴わない場合は、委託を行った団体の職員が立入検査を行うことになるが、地方自治法に基づく事務の委託を行った場合、委託を受けた団体の職員に立入検査に係る権限が委譲されることに留意が必要となる。

下水道法第 13 条に基づく立入検査とは別に、立入りをを行う者（地方公共団体、民間事業者）と立入りを受ける者の双方の合意により、任意に水質検査を行うこともできる。

4-9 維持管理業務の共同発注

【共同発注の方法】

維持管理業務の共同発注は、業務の発注事務の効率化に加え、広域での維持管理業務実施により業務費用の低減を図るものである。維持管理業務の共同発注の方法には、表 4-35 に示す3つのケースが想定される。

表 4-35 維持管理業務の共同発注の方法

| 区分 | 方法 | スキーム図 |
|------|---|-------|
| ケース1 | <p><u>共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結</u></p> <p>A市とB町がそれぞれの維持管理業務の受託者を共同で選定し、選定した受託者とA市、B町が個別に委託契約を締結する。</p> | |
| ケース2 | <p><u>事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約</u></p> <p>B町から事務の委託を受けたA市が、A市・B町の維持管理業務の受託者を選定し、その受託者とB町の維持管理業務も含めてA市が委託契約を締結する。</p> | |
| ケース3 | <p><u>共同発注する下水道管理者で協議会を設立</u></p> <p>共同発注する全下水道管理者で協議会を設立し、協議会が維持管理業務を受託者と委託契約を締結する。</p> | |

【事業化フロー】

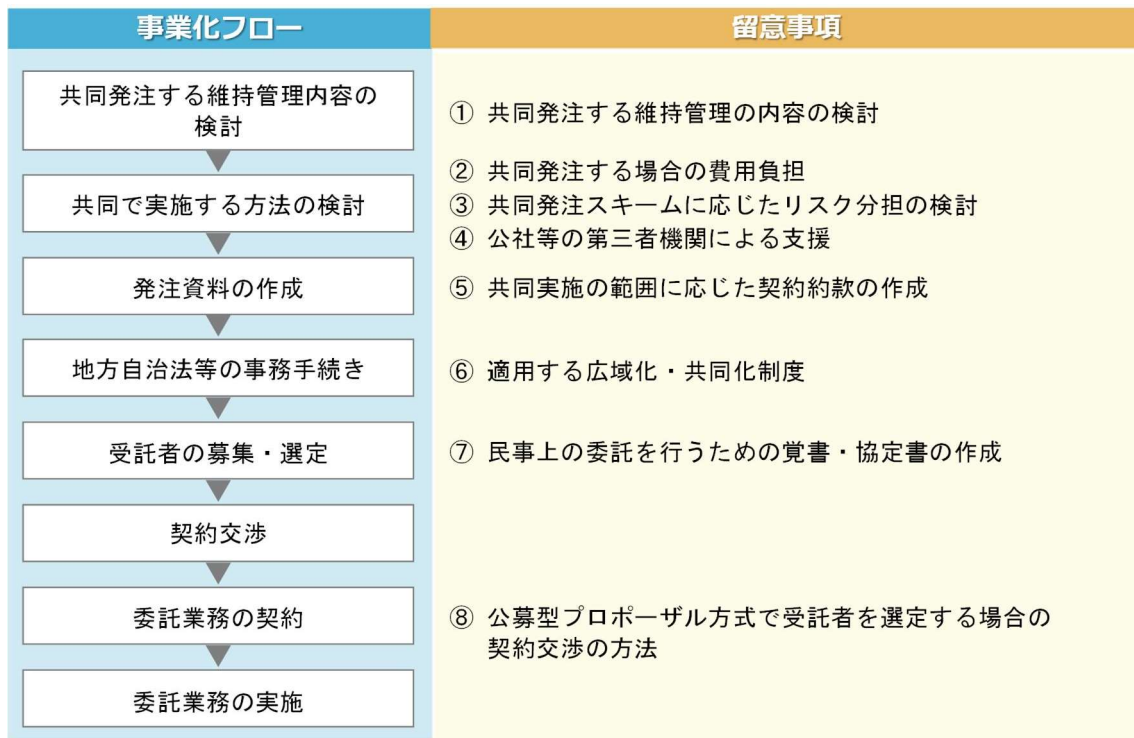


図 4-17 維持管理業務の共同発注の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-36 維持管理業務の共同発注の参考事例

| 方法 | 団体名 | 取組の概要 |
|--|---------------------------------|--|
| (ケース1) 共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結 | 長崎県波佐見町・東彼杵町 | 2町が民事上の委託(協定)により維持管理業者の受託者選定を共同で行い、選定した受託者と2町がそれぞれ契約 |
| (ケース2) 事務の委託等を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約 | 大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村 | 民事上の委託を受け管渠の維持管理ストックマネジメント計画策定を共同で実施 |
| (ケース3) 共同発注する下水道管理者で協議会を設立 | 山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村 | 新庄市が周辺6町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会(地方自治法)を設置し、協議会から維持管理業務を委託(広域監視、保守点検、水質試験等) |
| (その他) 公社等の第三者機関による支援 | 長野県下水道公社・長野県内市町村 | 公社を介して民間事業者が広域的な維持管理を実施 |

【留意事項①】

- ・共同発注する維持管理内容の検討

汚水処理施設等の維持管理業務については、施設の特徴や地理的条件、これまでの事業の成り立ち等により業務範囲や維持管理方法、要求水準等が異なる可能性がある。そのため、ケース 2 で示したように複数団体の施設の維持管理業務を一本化して実施するためには、仕様書（要求水準書）のすり合わせにより、維持管理水準の統一化の必要性について検討が望ましい。

【留意事項②】

- ・共同発注する場合の費用負担

共同実施する場合に要する費用には、委託を受けた団体の発注等に要する経費、受託者への委託費がある。これら共同実施する場合に要する費用について、共同実施する団体同士で負担割合を合意形成する必要がある。

委託を受けた団体の発注等に要する経費については、「4-11 庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。

受託者への委託費の分担方法の事例を表 4-37 に示す。

表 4-37 維持管理業務の共同発注の委託費の分担方法の事例

| 区分 | 方法 | 団体名 | 委託費の分担方法 |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|--|
| ケース 1 | 共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結 | 長崎県波佐見町・東彼杵町 | ・それぞれの仕様書により両町の処理場の維持管理費を各々積算し、受託者の見積額からネゴシエーションを経て各町がそれぞれ委託契約を締結 |
| ケース 2 | 事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約 | 大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村 | ・管渠の維持管理やストックマネジメント計画策定業務の共同化に係る実施自治体への他自治体の費用負担は、事務費の国費負担割合（事業費の算定要領及び基準・下水道事業：6.5%）を基に、事務費として支払っている |
| ケース 3 | 共同発注する下水道管理者で協議会を設立 | 山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村 | ・水質試験は処理場毎に同一項目を同一検体数試験するため、水質試験費は処理場数に応じて按分 ・運転監視のうち汚泥処理は、間欠運転となる場合を考慮し、稼働日数に応じて費用を按分 ・汚泥処理以外は水処理能力見合いで新庄市 65%・6 町村 35%で按分（6 町村についても能力按分） |
| その他 | 公社等の第三者機関による支援 | 長野県下水道公社・長野県内市町村 | ・県内をブロック割りし、ブロック単位で維持管理業務を 1 契約で契約締結、その契約金額を構成する処理場の施設規模、処理方式、業務内容等の条件を踏まえ按分比率を設定 |

【留意事項③】

- ・共同発注スキームに応じたリスク分担の検討

維持管理業務の共同発注に際しては、要求水準の未達、履行不能、契約不適合等等、業務の適正な履行の面で問題が生じた場合のリスク分担について、共同発注スキームに応じた検討が必要である。

各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項を表 4-38 に示す。

表 4-38 各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項

| 区分 | 方法 | リスク分担の留意事項 |
|------|-------------------------------|---|
| ケース1 | 共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結 | ・委託契約は、それぞれの下水道管理者が受託者と契約することから、リスク分担はそれぞれの委託契約書に基づくこととなる |
| ケース2 | 事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約 | ・受託者と B 町下水道管理者に直接の契約関係がないことから、B 処理場の維持管理業務のリスク分担は、委託契約の当事者である A 市下水道管理者と受託者の間で定めることとなる。 ・B 町下水道管理者は、A 市下水道管理者への事務の委託に際して、事務の委託において直接関係がない受託者に対するリスク分担（例えば B 町下水道管理者の責により受託者に損害が生じた場合）についてお互い合意することが必要である。 |
| ケース3 | 共同発注する下水道管理者で協議会を設立 | ・協議会と受託者が契約することとなるため、協議会全体と受託者間には委託契約、協議会内の A 市下水道管理者と B 町下水道管理者の間は協議会の規約（または協議会の規程）に基づき処理することとなる。 |

【留意事項④】

- ・公社等の第三者機関による支援

維持管理費の共同発注に際しては、公社等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。事例集に示した「長野県内市町村が長野県下水道公社に委託して維持管理業務を共同発注」の事例では、各市町村が長野下水道公社とそれぞれ随意契約し、長野県下水道公社が維持管理業務の入札を行い、民間維持管理業者と契約し、維持管理業務を実施している。

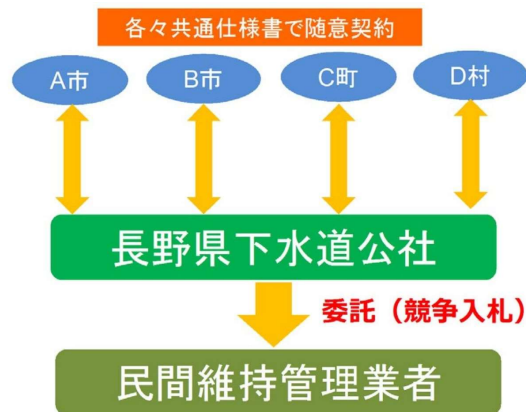


図 4-18 長野県下水道公社の支援を受けて維持管理業務を共同発注したスキーム

【留意事項⑤】

- ・ 共同実施の範囲に応じた契約約款の作成
「4-7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項④】を参照されたい。

【留意事項⑥】

- ・ 適用する広域化・共同化制度
維持管理業務の共同発注施設で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-39 に示す。

表 4-39 維持管理の共同発注で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

| 広域化・共同化制度 | 制度適用の考え方 |
|-----------|---|
| 管理執行協議会 | ・ 共同実施する維持管理業務を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 |
| 事務の委託 | ・ 技術職員の確保等の観点から、共同実施する維持管理業務を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 |
| 広域連合 | ・ 技術職員の確保が難しく、当該地域で広域的に担い手確保の観点から新たな法人を設立する場合に適用 |
| 一部事務組合 | |
| 指定管理者 | ・ 共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用 |
| 民事上の委託 | ・ 受託者の選定、選定した受託者による業務の履行監視を共同で実施する場合に適用 |

【留意事項⑦】

- ・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑧】

- ・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑦】を参照されたい。

4-10 災害時対応の共同化

【共同化の方法】

災害時対応の共同化には、災害訓練の共同実施、資機材の共同備蓄、共通の BCP 策定、災害対応の共同実施等の取組が想定される。災害時対応の共同化により、下水道施設の早期復旧に向けた体制構築に資することができる。

災害対応の共同化の方法を表 4-40 に示す。

表 4-40 災害時対応の共同化の方法

| 共同化の項目 | 取組内容 |
|------------|--|
| 災害訓練の共同実施 | ・ 関連団体が共同で災害訓練を企画、実施 |
| 資機材の共同備蓄 | ・ 関連団体が応急復旧等に用いる資機材の保有状況を共有すると共に、共同購入等により新たな資機材を共有 |
| 共通の BCP 策定 | ・ 関連団体で共通の BCP を策定 |
| 災害対応の共同実施 | ・ 共通で策定した BCP に基づき関連団体が共同で災害対応を行い、相互支援する |

【事業化フロー】

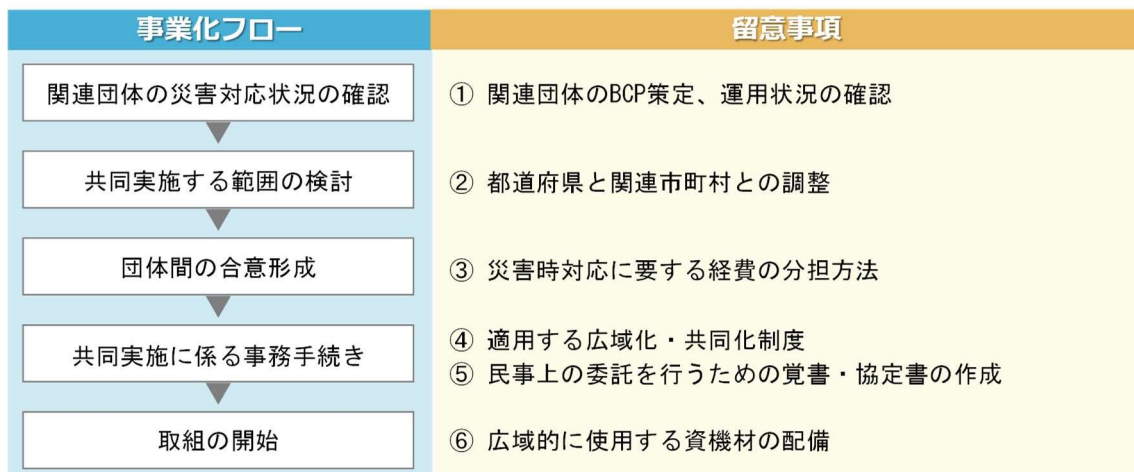


図 4-19 災害時対応の共同化の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-41 災害対応の共同化の参考事例

| 方法 | 団体名 | 取組の概要 |
|----------------------------|--|---|
| (ケース1) 災害対応を共同 で実施 | 東京都（区部）及 び区もしくは東京 都（流域）及び市 町村 | 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受 入れに関する覚書を締結し、行動手順を BCP に位 置付け |
| (ケース2) 共通の BCP 策定 | 栃木県・栃木県内 市町 | 任意の協議会を組織し、栃木県が主体となって BCP の共同化や災害時合同訓練等を実施 |
| (ケース3) 災害訓練のみを 共同で実施 | 大阪府富田林市・ 河南町・太子町・ 千早赤阪村 | 共同研究に関する基本協定を締結し、共同研究の一 環として合同災害訓練を実施 |

【留意事項①】

- ・ 関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認

災害時対応の共同化にあたっては、共同化を検討する地方公共団体の地震・津波、水害、噴火等に係る BCP 策定状況、BCP に基づく教育訓練、災害協定の締結、資機材の備蓄等の運用状況等を確認する。確認結果を踏まえ、災害時対応の課題や取組済の有効事例等を整理し、団体内で共有する。これにより、検討を進める上での共通認識が醸成され、その後の検討の円滑化が期待される。

表 4-42 関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認内容の事例

| 区分 | 確認内容の事例 |
|------------------|--|
| BCP の策定状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BCP の策定内容（簡易版、詳細版） ・ BCP で対象としている災害（地震、風水害、噴火等） |
| 非常時で求められている役割・体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画、非常時対応計画で定められた担当部局の役割、体制 |
| 受援体制の構築状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地外からの職員派遣等の受援体制の構築状況 |
| 施設の災害対策の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画、BCP における被害想定 ・ 施設の耐震、対津波、耐水化等の状況 |
| 教育訓練の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで実施している教育訓練の内容、訓練対象者 ・ BCP に対する各職員の理解度 |
| 災害協定の締結状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定の締結相手 ・ 締結している支援の内容 |
| 資機材の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の備蓄状況（資機材リスト） |

【留意事項②】

・都道府県と関連市町村との調整

大規模災害により下水道施設が被災した際、被災した市町村のみでは下水道施設の機能確保が困難な場合が想定される。そのため、近隣の市町村と共同での災害時対応に取り組むことが有効である。しかし、被災した範囲が広域に及ぶ場合、近隣の市町村も自らの下水道施設の機能確保が必要であることから、他市町村の支援が困難な事態も想定される。そのため、都道府県の主導により、被害のなかった市町村や関係団体等と調整を行い、早期の機能確保に向けた支援体制構築が必要である。

都道府県は「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に従い、下水道対策本部と被災市町村に対して支援調整を行うこととなっている。また、東京都及び政令指定都市は「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）」により、相互に支援活動等を行うこととなっている。そのため、都道府県と関連市町村は、共同化に関する課題や対応方法等について意見交換、調整を行うことが望ましい。意見交換、調整に際しては、表 4-43 に示す下水道事業における災害支援に関する各種資料を参考とされたい。

表 4-43 下水道事業における災害支援に関する各種資料

| 対象とする災害 | 資料名 |
|---------|---|
| あらゆる災害 | 下水道事業における災害時支援に関するルール (令和5年3月改定、公益社団法人 日本下水道協会) |
| | 下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 (令和2年12月改定、公益社団法人 日本下水道協会) |
| | 地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン (平成29年3月内閣府(防災担当)) |
| 大規模水害 | 大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き (令和5年3月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部、公益社団法人 日本下水道協会) |

【留意事項③】

- ・災害時対応に要する経費の分担方法

災害時対応の共同化の実施にあたっては、対応に要する経費の分担方法について合意形成が必要となる。経費の分担方法の検討に際しては、表 4-44 に示す考え方も参考とされたい。

表 4-44 災害時対応に要する経費の分担方法の考え方

| 方法 | 経費の分担方法の考え方 |
|------------------------|--|
| (ケース1) 災害対応を共同で実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「下水道事業における災害時支援に関するルール」によると、費用負担の考え方として、「応援を受けた自治体が負担する」と規定されている。 ・「地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン」によると、「受援側と応援側の費用負担の関係をあらかじめ明確にしておく」ことが望ましいとされている。 |
| (ケース2) 共通の BCP 策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同化の取組を外部に委託せず、関連団体の職員自らが行う場合には、「4-11 庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。 |
| (ケース3) 災害訓練のみを共同で実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同化の取組を外部に委託する場合には、「4-7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項②】を参照に検討されたい。 |

【留意事項④】

- ・適用する広域化・共同化制度

災害時対応の共同化で想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-45 に示す。

表 4-45 災害時対応の共同化で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

| 広域化・共同化制度 | 制度適用の考え方 |
|--------------------|--|
| 法令に基づかない 任意の協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害訓練の共同実施を企画、運営する場合 ・BCP 策定の委託はそれぞれの市町村で発注した上で、関連団体で計画内容の調整の場を設立する場合 |
| 事務の委託 管理執行協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同備蓄する資機材の調達を委託する場合 |
| 民事上の委託 | <ul style="list-style-type: none"> ・協定書を締結し災害対応の共同実施をする場合 |

【留意事項⑤】

- ・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託により、民間企業等と災害時における復旧支援協力に関する協定を締結する場合には、「下水道 BCP 策定マニュアル 2022 年版（自然災害編）（令和 5 年 4 月、国土交通省水管理・国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」「参考資料 10 民間企業等との協定サンプル」を参照されたい。

【留意事項⑥】

- ・広域的に使用する資機材の配備

下水道施設の早期復旧のために必要となる下水道特有の資機材は、地方公共団体が独自で配備するには費用負担が大きいことが想定される。このような資機材の配備については、令和 5 年度に創設された「下水道広域的災害対応支援事業」を活用することも有効である。

「下水道広域的災害対応支援事業」は、大規模災害による下水道施設被害からの早期復旧のため、地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援することを目的としている。本事業の活用により、災害時に下水処理機能の確保に必要な資機材等を共同で配備することが可能となっている。

4-11 庁内事務の共同化

【共同化の方法】

庁内事務の共同化は、各団体が実施している庁内事務を共同で実施することにより、業務の効率化を図るものである。表 4-46 に示す 3 つのケースによる実施が想定される。

表 4-46 庁内事務の共同化の 3 つのケース

| 区分 | 方法 | スキーム図 |
|-------|---|-------|
| ケース 1 | <p><u>協議会を設立し、庁内事務を共同化</u></p> <p>協議会を設立し、協議会として庁内事務を共同化する。</p> | |
| ケース 2 | <p><u>事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化</u></p> <p>事務の委託、または事務の代替執行により、事務を受けた自治体で庁内事務を実施する。</p> | |
| ケース 3 | <p><u>民事上の委託による事務の委託</u></p> <p>民事上の委託により、委託を受けた自治体で庁内事務を実施する。</p> | |

【事業化フロー】

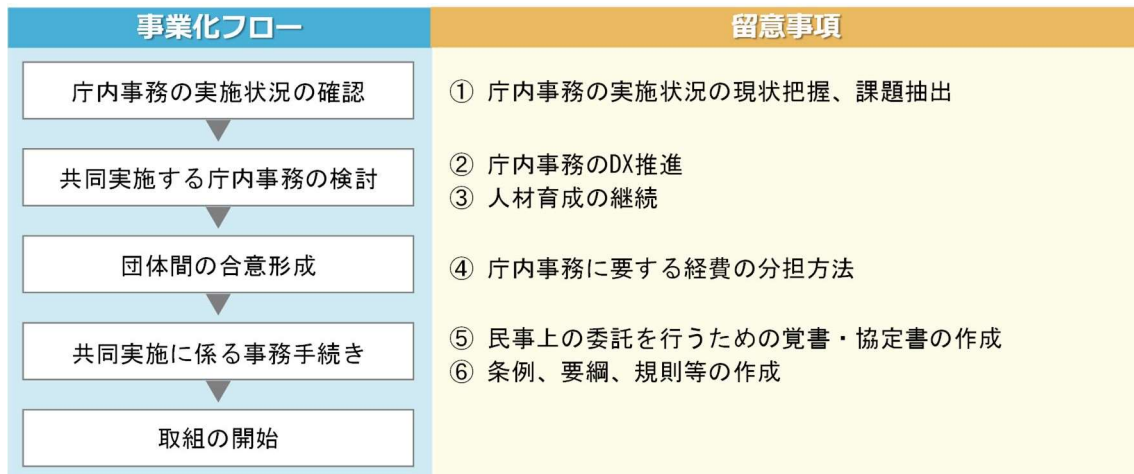


図 4-20 庁内事務の共同化の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-47 庁内事務の共同化の参考事例

| 方法 | 団体名 | 取組の概要 |
|---|---|--|
| (ケース1) 協議会を設立し、 庁内事務を共同化 | 山形県新庄市・ 金山町・最上 町・舟形町・真 室川町・大蔵 村・戸沢村 | 新庄市が周辺6町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等） |
| (ケース2) 事務の委託、または 事務の代替執行 により庁内事務を 共同化 | 奈良県橿原市・ 大和高田市 | 事務の委託により、お客さまセンター業務の共同委託を行い、開閉栓業務を始めとする窓口業務を共同化 |
| (ケース3) 民事上の委託によ る事務の委託 | 大阪府富田林 市・河南町・太 子町・千早赤阪 村 | 下水道法協議会を設置し、下水道事務の共同化を合意形成した上で、民事上の委託により各種調査業務や庁内事務を共同化 |

【留意事項①】

- ・ 庁内事務の実施状況の現状把握、課題抽出

庁内事務の共同化の検討にあたっては、各地方公共団体担当部局の庁内事務の実施状況について、現状把握、課題抽出が必要である。現状把握が必要な事項としては、担当部局の事務分掌、職員定数、職員の役職、年齢構成、事務フロー及び業務量等が挙げられる。

庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法を表 4-48 に示す。

表 4-48 庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法

| 手法名 | 分析手法の概要 |
|---------|---|
| 機能分析表 | <ul style="list-style-type: none"> 機能分析表（Diamond Mandara Matrix : DMM）とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにする手法。 |
| 機能情報関連図 | <ul style="list-style-type: none"> 機能情報関連図（Data Flow Diagram : DFD）とは、DMM の作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにする手法。 |
| ABC 分析 | <ul style="list-style-type: none"> ABC 分析（Activity Based Costing）とは、製品が活動を消費し、活動が資源を消費するという基本理念の元で「活動」を基準として「製品」に「資源」を割り当てる原価計算手法。 下水道等の分野では「製品」＝「業務」、「活動」＝「書類、図面作成や現場作業など」、「資源」＝「人件費」とそれぞれ置き換え人件費をデータの入力や現場作業などの各活動に割り当て、各活動を運転管理や保守点検などの業務にさらに割り当てていくことによって、各業務の活動費用を算出して分析を行う。 |

【留意事項②】

・庁内事務の DX 推進

庁内事務の共同化に際しては、各種デジタル技術の適用を一体的に検討し、庁内事務の DX 推進を図ることが望ましい。庁内事務の現状把握に基づき課題整理を行い、各種申請等のオンライン化等、課題解決に資する各種デジタル技術の適用により共同実施も円滑に進むものと想定される。

庁内事務の DX 推進にあたっては、表 4-49 に示す関連資料を参照されたい。

表 4-49 各省庁が発行する DX に関する主なガイドライン等の関連資料

| 省庁名 | 制度名 | 区分 |
|-------|-------------|--|
| 総務省 | 令和 2 年 12 月 | 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 |
| デジタル庁 | 令和 2 年 12 月 | 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 2.0 版】 |
| | — | デジタル社会推進標準ガイドライン群 |
| 国土交通省 | — | インフラ分野の DX 各種資料 (https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000073.html) |

【留意事項③】

・人材育成の継続

庁内事務の共同化を図り、業務効率化を図った後も、広域化・共同化計画の更なる推進や、汚水処理事業が抱える各種課題の解決に向けた取組を進めなければならない。そのため、事業の担い手である職員の人材育成の重要性は庁内事務の共同化後も変わらないものであり、その取組を継続する必要がある。

【留意事項④】

・庁内事務に要する経費の分担方法

庁内事務の共同化の実施にあたっては、共同化に要する経費の分担方法について団体間で合意形成した上で、合意形成した内容を規約、協定書等により明記する。

【留意事項⑤】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑥】

・条例、要綱、規則等の改正

庁内事務の共同化にあたっては、共同化する方法や内容により、関連する条例、要綱、規則等改正の必要性を判断する必要がある。

共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方を表 4-50 に示す。適用する共同化の方法により、庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方が異なることから、適用される現行の条例、要綱、規則等より実務面で支障が生じる場合には、必要に応じて関連する条例、要綱、規則等の改正を行うものとする。

表 4-50 共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方

| 区分 | 方法 | 適用される条例、要綱、規則等の考え方 |
|------------------|------------------------------------|--|
| ケ ス 1 | <u>協議会を設立し、庁内事務を共同化</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体のうち1つの団体の条例等をそれ以外の団体の条例等とみなして実施するか、又は、それぞれの団体の条例等によって実施するかを規約で定めて実施 |
| ケ ス 2 | <u>事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・事務の委託は、委託を受けた団体の条例等に基づき実施（委託した団体の条例等に基づき実施する場合には規約に定めが必要） ・事務の代替執行は、代替執行を求めた団体の条例等に基づき実施 |
| ケ ス 3 | <u>民事上の委託により事務の委託</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの団体の条例等に基づき実施 |

4-12 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度を表 4-51 に示す。これらの支援制度を活用し、広域化・共同化の推進を図るものとする。

表 4-51 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

| 省庁名 | 制度名 | 区分 | 制度の概要 |
|-------|--|-----------|--|
| 総務省 | 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置 | 普通交付税措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費について、下水道事業債を充当し、元利償還金の一部を普通交付税措置 ・広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度） ・事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置 |
| 農林水産省 | 農村整備事業、漁村整備事業/ 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業） | 補助金 / 交付金 | 他の汚水処理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事を支援 |
| 国土交通省 | 下水道広域化推進総合事業 | 交付金 | 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥処理等を行う事業を支援 |

【留意事項①】

・広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費に充当する下水道事業債の対象

広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費に充当する下水道事業債の対象は、「下水道事業広域化・共同化推進要領」のとおり、広域化・共同化計画に位置付けられた事業又は都道府県が当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できた事業とする。

下水道事業広域化・共同化推進要領

2 対象団体

下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体とする。

3 計画の策定

- (1) 下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体は、下水道事業広域化・共同化施設整備計画（別紙様式 1、以下「広域化施設整備計画」という。）を策定するものとする。
- (2) 広域化施設整備計画の実施期間は概ね 5 年以内とし、計画策定団体は当該計画に基づき施設整備等を行うものとする。
- (3) 広域化施設整備計画には、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）に基づき策定した広域化・共同化計画に位置付けられた事業に伴い必要となる施設整備等について記載するものとする。

ただし、協議等手続の時点で同計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等であっても、都道府県が、当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できたものについては、広域化施設整備計画に記載できるものとする。

4 手 続 き

- (1) 広域化・共同化の施設整備に要する費用に下水道事業債（広域化・共同化分）を充当しようとする都道府県及び指定都市は、広域化施設整備計画（別紙様式 1）を総務省に提出するものとする。
- (2) 市町村（指定都市を除く。）にあつては、(1)の手続きについて都道府県を経由するものとする。
- (3) なお、協議等手続の時点で広域化・共同化計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等を記載した広域化施設整備計画を提出する場合は、事前に都道府県に、当該事業と広域化・共同化計画との整合や当該事業を広域化・共同化計画に位置付ける予定であることを確認し、都道府県がその確認結果を記載した広域化施設整備計画を総務省に提出するものとする（※）。

※指定都市についても、都道府県の確認結果を記載して提出すること。

5 財政措置

広域化施設整備計画に基づく施設の整備について、以下により下水道事業債（広域化・共同化分）を充当するとともに、(3)のとおり、処理区域内人口密度に応じ元利償還金の一部を基準財政需要額に算入（事業費補正方式により措置）する。なお、本改正前の下水道事業

債（広域化・共同化分）に係る財政措置については、従前のおりとする。

(1) 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設、複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費その他の広域化・共同化に要する施設等の整備事業

(2) 対象範囲

広域化施設整備計画に基づき実施される事業に係る事業費（補助事業にあつては地方負担額、地方単独事業にあつては対象事業費。ただし、流域下水道及び小規模集合排水処理施設については、通常分であつて臨時措置分を除いたもの。）

(3) 基準財政需要額への算入について

以下の表 1 のとおり元利償還金の一定割合を基準財政需要額に算入するものとする。

ただし、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するための管渠及びポンプ場の整備事業に限り、表 2 に定める算入率を適用する。

出典：総務省自治財政局準公営企業室長通知「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」

(令和 6 年 4 月 1 日付け総財準第 37 号)